

マイナンバー制度とは何か

マイナンバー制度の基本的な仕組み

金融調査部 制度調査担当部長
吉井 一洋

2015年10月5日から、マイナンバーの通知が始まります。マイナンバー制度は、いわゆる納税者番号と国民ID構想を組み合わせたものといえます。番号法を根拠法とし、①付番、②本人確認、③（行政機関の）情報連携の3つの仕組みを基本としています。番号には、個人番号（マイナンバー）と法人番号があります。さらに情報連携のための符号も必要とされます。

1. はじめに

いよいよ今年（2015年）の10月5日から、日本に住んでいる全国民（住民票のある外国籍の方も含みます）へのマイナンバーの通知がスタートします。マイナンバーとは、所得や他の行政サービスをどの程度受けているかの把握、富裕な層の資産の把握、行政手続きの効率化のため、全国民一人一人に付けられた番号です。個人を、行政上、一人一人、番号で表すことになるので、番号法¹では、番号を安全に管理することが義務付けられています。番号法は、個人情報保護法をさらに厳しくした、同法の特別法となります。

2. マイナンバーは、納税者番号制度と国民ID構想の合体

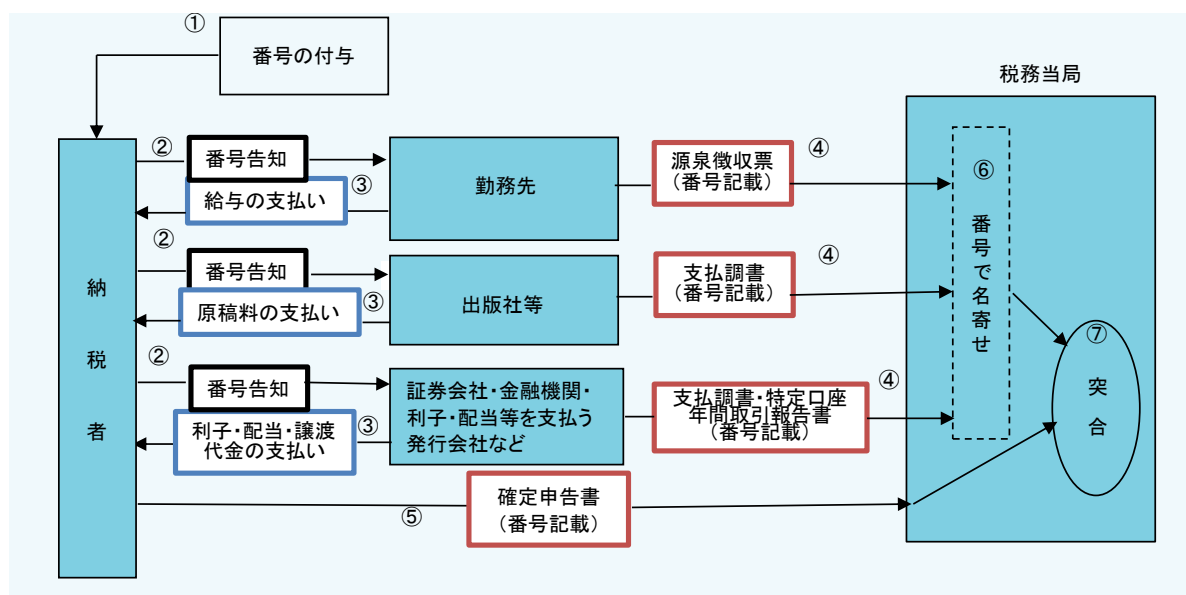
マイナンバーは、政府の広報資料によれば、「行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤」とされています。その基本的な内容は、民主党政権時代の2010年から2012年にかけて検討・決定されました。

マイナンバーのベースは、いわゆる「納税者番号」です。個人が収入を得る機会がさまざまであり、典型例は給与の支払い（パートの収入を含みます）を受けることですが、それ以外にも弁護士・税理士等の業務による収入、原稿料、利子や配当、株式等や土地等の譲渡などによる場合もあります。税法では、これらの支払いのうち一定のものについて、支払者に、支払金額と支払いを受ける人の住所・氏名等を記入した調書の提出を義務付けています。納税者番号制度とは、これらの調書に、支払いを受ける人の番号を記入し、所得の捕捉を容易にする仕組みです。支払いを受けた人が確定申告する際には、確定申告書にも同じ番号を記入し、番号で

¹正式名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」。2013年5月24日に制定された。

確定申告書と支払調書等を突き合わせることで、申告内容に漏れがないかを、容易に確認できるようになります。ただし、番号を入れただけでこれまで捕捉できなかった所得の捕捉ができるわけではありません。従来捕捉できなかった所得を捕捉するためには、税務署に提出する調書の範囲を拡大していく必要があります。

図表1 納税者番号制度の仕組み



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課

納税者番号は、課税漏れを防ぎ、税の公正性を確保するためには役立つものの、国民から見れば自分たちの所得の捕捉に使われるため、その導入には抵抗感がありました。実際、昭和54年に政府の税制調査会で納税者番号の導入が提案されて以降、導入に向けた試みや、検討が行われましたが、プライバシー保護などを理由に導入には至りませんでした。

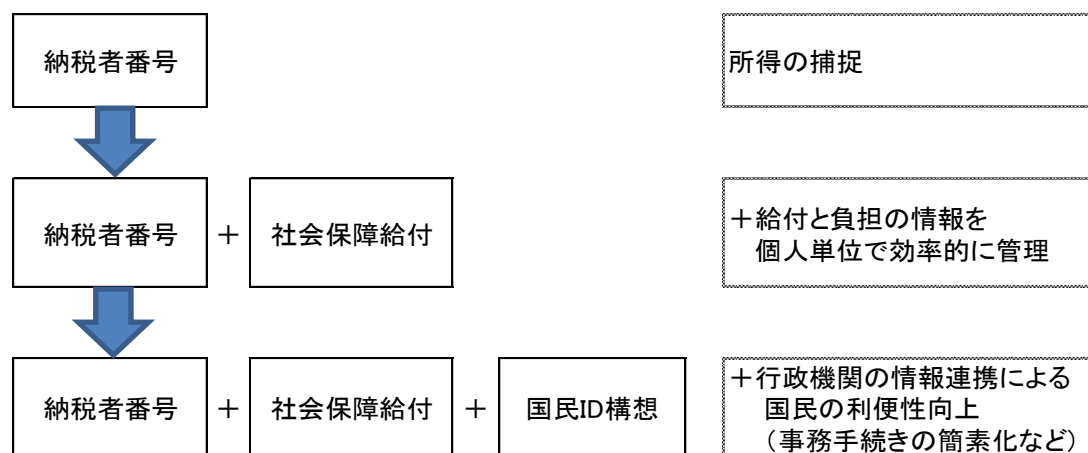
そこで、(2009年の民主党政権誕生前の)旧自民党・公明党政権時代から、国民が受け入れやすくなるよう、納税者番号を徴税だけでなく社会保障の給付と結びつける方向で検討が行われていました。2009年に誕生した民主党政権では、年金・雇用保険・福祉・介護・医療保険などの社会保障分野と税の分野の共通の番号を導入する方向性がより明確に打ち出され、さらに国民の利便性向上を目指し国民ID構想と結びつける提案がなされました。国民ID構想とは、行政機関が保有する個人の情報について、国民一人一人に付されたIDを活用して連携を図り、行政の効率化と受給のための手続き等の簡素化などを図るというものです。これらの基本的な枠組みは、現在の自民党・公明党政権にも、うけつがられています。

3. マイナンバー制度の基礎（付番、本人確認、情報連携）

マイナンバー制度の骨格は①付番、②本人確認、③情報連携からなります。

まずは、国民一人一人に対して重複や漏れのない、唯一無二の番号を付与する必要がありま

図表2 マイナンバー制度の機能



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

す(①付番)。そのような番号としては、わが国では、既に住民票コードがあります。マイナンバーは住民票コードを基に作成されます。なぜ住民票コードをそのままマイナンバーとして用いることができないかについては、本連載において後日解説します。さらに、他人の番号を用いたなりすましなどを防止するためには、番号を告知している人がその番号を付番された本人である旨を確認(②本人確認)するための仕組みが必要となります。本人確認は新たに導入される個人番号カードを用いれば容易に行えます。個人番号カードには、公的個人認証サービスの電子証明書も備わっています。国民ID構想を実現するためには、各行政機関が管理している個人情報を番号でひも付け、相互に活用する(③情報連携)仕組みも必要です。

4. 三つの番号：個人番号（マイナンバー）、法人番号と符号（裏コード）

番号法の番号には、個人向けの12ケタの「個人番号」と、法人向けの13ケタの「法人番号」の二つの番号があります。一般的に、マイナンバーとは、このうち個人番号を指します。個人番号については番号法で厳しい利用制限や管理規定などが設けられていますが、法人番号はそのような制限は設けられていません。また、行政機関が保有する個人の情報が一つの番号によって芋づる式に引き出されることを防止するため、行政機関の情報連携に際しては、マイナンバーではない別の符号が用いられます。この別の符号は、住民票コードを基に符号を作成し、さらにそれに基づき行政機関別に割り当てられた符号が用いられます。マイナンバーは、事務処理の担当者が支払調書等へ記入することを前提としているため、利用者に「見える番号」となっていますが、情報連携のための符号は、利用者には見えない番号となっています。この情報連携の仕組みについても、本連載において後日解説します。

(次回予告：個人番号（マイナンバー）は何に使われる？今後のスケジュールは？)

以上